資料８

高次脳機能障がい相談支援体制連携調整部会運営要綱及び高次脳機能障がい支援体制整備検討ワーキンググループ運営要綱の改正について

**１　改正の提案理由**

　高次脳機能障がい支援体制整備検討ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」とする。）については、高次脳機能障がい相談支援体制連携調整部会運営要綱及び高次脳機能障がい支援体制整備検討ワーキンググループ運営要綱（以下「各要綱」とする。）の規定に従い、運営を行っているが、担任する事務である「高次脳機能障がいの診断や治療、リハビリテーションに関する専門的事項や福祉との連携、支援手法等の検討」を行うにあたり、ワーキンググループ委員の位置づけやワーキンググループが各専門家による専門的な知見を集約し、効果的・効率的に支援手法等の検討を行うこと等を明文化したいため。

**２　各要綱の新旧対象表**

高次脳機能障がい相談支援体制連携調整部会運営要綱

|  |  |
| --- | --- |
| 新 | 旧 |
| （ワーキンググループ）第六条　（略）２　（略）３　ワーキンググループに属する委員らは、ワーキンググループの担任する事務の課題に精通した医療や福祉等の専門家で構成し、部会での議決を経て、部会長が指名する。４　ワーキンググループにワーキンググループ長を置き、ワーキンググループ長は、ワーキンググループの会務を掌理する。５　前条の規定にかかわらず、部会は、部会長の同意を得て、ワーキンググループの決議をもって部会の決議とすることができる。 | （ワーキンググループ）第六条　（略）２　（略）３　ワーキンググループに属する委員らは、部会長が指名する。４　ワーキンググループにワーキンググループ長を置き、部会長が指名する部会委員がこれに当たる。５　ワーキンググループ長は、ワーキンググループの会務を掌理する。６　前条の規定にかかわらず、部会は、部会長の同意を得て、ワーキンググループの決議をもって部会の決議とすることができる。 |

　高次脳機能障がい支援体制整備検討ワーキンググループ運営要綱

|  |  |
| --- | --- |
| 新 | 旧 |
| （ワーキンググループ長）第四条　ワーキンググループ長は、ワーキンググループ委員の互選により選出する。２　ワーキンググループ長は、会務を総理するとともに、必要に応じて当部会へ出席し、ワーキンググループでの検討状況等に関する報告を行う。３　ワーキンググループ長に事故があるときは、ワーキンググループ長があらかじめ指名するワーキンググループ委員がその職務を代理する。 | （ワーキンググループ長）第四条　ワーキンググループ長は、会務を総理する。２　ワーキンググループ長に事故があるときは、ワーキンググループ長があらかじめ指名するワーキンググループ委員がその職務を代理する。 |

**３　改正時期**

　各要綱に基づき、現部会長及びワーキンググループ長が定める。